

東根市部活動改革に係るガイドライン

東根市教育委員会

【はじめに】

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動であると認識しております。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動であります。

しかし、一方では、少子化の進展、学習指導要領に示された「自主的・自発的な参加による活動」すなわち、任意加入の具現化等により、従前と同様の体制で運営することが難しくなってきています。

また、勝利至上主義から、生徒の心身の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり、全ての生徒の学習の成果が發揮されることのない運営・指導体制に陥ったりすること、専門性や意思に係らず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制による、教員の心身の負担増大なども指摘されています。

よって、生徒・保護者・教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、これまでの学校部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、且つ適正に実施されることを目指す必要があります。

このことを踏まえ、東根市教育委員会として、以下のねらいのもと部活動改革を進めて参ります。

【ねらい】

山形県が示す部活動改革の目的「生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」を、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁：以下「国ガイドライン」）」「山形県における部活動改革ガイドライン（令和5年3月 山形県教育委員会：以下「県ガイドライン」）」と「学習指導要領総則」に則り、東根市教育委員会として以下のように捉え、東根市のスポーツ・文化活動の改革を行います。

1 生徒自身が、選択・自己決定できるスポーツ・文化環境を構築する

将来オリンピックやプロを目指したい生徒、生涯スポーツの観点から、継続して適度にスポーツに取り組みたい生徒等、すべての生徒のスポーツ観、芸術観を尊重する環境をつくります。

2 教員自身が、スポーツ・文化活動への「かかわり方」について選択・自己決定できる制度をつくることで、教員の働き方改革を推進する

令和8年度より、平日のみの活動とします。週休日や平日の勤務時間外に、指導者として自らの選択で貢献したい教員がいる場合は、兼業制度を活用し、地域クラブの指導者として活躍します。また、兼業を希望しない教員への依頼の禁止についても、制度化していきます。

このねらいを達成するために、以下の項目について具現化し、改革を進めます。

- I スポーツ・文化活動開設団体の種類
- II 各開設団体の特性
- III 東根市教育委員会が後援する地域クラブの条件
- IV 学校部活動の在り方
- V 東根市立小・中学校に勤務する教職員の、地域クラブに従事する場合の兼業について
- VI 中体連主催大会参加に係る要点

I スポーツ・文化活動開設団体の種類

- 1 学校が開設する団体（以下「部活動」という。合同部活動・チームも含む。）
- 2 学校以外が開設する団体（市内外問わず。）
 - (1) 部活動とは完全に独立して平日・土日含め運営し、中体連主催大会を含む各種大会にクラブとして出場する団体（以下「地域クラブ(1)」という。）
 - (2) 部活動とは完全に独立して平日・土日含め運営するが、中体連主催大会出場の場合のみ、学校または合同チームとして出場する団体（以下「地域クラブ(2)」という。）
 - (3) 土日いずれか一方のみ、部活動とは完全に独立して運営する団体（以下「地域クラブ(3)」という。）

II 各開設団体の特性

1 部活動

(1) 概要

- ① 開設者：校長（学校管理下内）
- ② 運営方針：東根市部活動運営方針に基づく
- ③ 指導者：校長、教員、校長委嘱外部指導者、部活動指導員
- ④ 活動日時：平日4日以内、1時間以内 土日は活動しない
- ⑤ 加入：任意

(2) コンセプト

- ① 学習指導要領総則に示される以下の意義を具現化する団体
 - ・スポーツや文化芸術等に親しみることを通して、バランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る
 - ・部活動内容の効率化・効果化と、体罰・ハラスメントの根絶等、適正な指導体制を構築し、生徒の自主的で自発的な参加を大切にする
- ② 土日の活動はしないことから、土日の練習試合、練習会は実施しない。
- ③ 1校単位による生徒組織の団体
※中体連に認められた場合、合同等複数校生徒組織の場合あり
- ④ 平日の学びを試す場として希望する者は、中体連主催大会、コンクール等に参加の場

合がある

2 – (1) 地域クラブ(1)

(1) 概要

- ① 開設者：校長以外（学校管理下外）

※この際の「校長」の定義は、学校教育法37条に規定する者。「校長」が兼業制度を利用し、単独で地域クラブを開設する場合は、「校長以外」に属す

※教員等が、兼業の許可を得て実施主体となることも可能

- ② 運営方針：国ガイドラインに基づき、地域クラブ(1)が示す運営方針に基づく

- ③ 指導者：開設者が依頼した方 ※市教委が兼業を許可した校長・教員も含む

- ④ 活動日時：国ガイドラインに基づき、地域クラブ(1)が示す運営方針。平日最大4日

2時間程度、休日1日3時間程度

- ⑤ 加入：任意 市内クラブに限定しない

(2) コンセプト

- ① 学校から完全に独立し、「意図的」「継続的」な経営方針（例：上位大会出場、継続して無理なく活動等）のもと活動する場であること

- ② 1校単位での組織ではなく、複数校生徒組織であること（公に募集をしていること）

※例：ハンドボールや吹奏楽等、特定の学校にのみ設置されていた種目を、他校の生徒自身が選択できるという点が、クラブ化の大きなねらい

- ③ 専門的な知識を得ながら、活動「量」「質」を確保する場であること

※国ガイドラインが示す方針をよりどころとして、各運営クラブ・団体が経営方針を示すねらいを共有するもの同士が集まりやすいことが特徴

2 – (2) 地域クラブ(2)

(1) 概要 地域クラブ(1)と同様

(2) コンセプト

地域クラブ(1)の示すコンセプトに、以下を加える。

- ① 学習指導要領総則に示される部活動の意義「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」を受け、スポーツにおける地域クラブにおいて、『山形県中学校体育連盟作成：地域クラブ活動に関する参加資格細則（以下「細則」）』を満たすことができないことにより、地域クラブで活動する生徒の活躍の場（中体連主催大会参加）が保障できない場合の措置であること

- ② 将来的に、持続可能かつ細則を満たす地域クラブ運営を目指していること

2 – (3) 地域クラブ(3)

(1) 概要 活動日時が休日1日のみ3時間程度となる以外、地域クラブ(1)と同様

(2) コンセプト

地域クラブ(1)(2)の示すコンセプトに、以下を加える。

- ① 持続可能な自立した地域クラブ運営を見据え、地域クラブ指導者の指導・支援内容を学校顧問が引き継ぎ、生徒への一貫した指導・支援がなされることについて部活動運営責任者である校長が認める場合、学習指導要領総則に示される部活動の意義を受けることから、平日1時間の部活動との地域クラブ主導における連携を推進する

<参考>学校の部活動と地域クラブ活動の違い ※R5山形県における部活動改革ガイドライン参照

区分	学校の部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校	総合型地域スポーツクラブ、単一クラブ、スポーツ少年団、(民間クラブ)、競技団体、文化芸術団体、大学、地域学校協働本部、市町村等
対象	自校生徒のみ	原則として地域の児童・生徒(複数校生徒)
主な指導者	教員(+学校が正式に委嘱した外部指導者)、部活動指導員	クラブ所属の指導者、地域のスポーツ・文化芸術指導者、保護者、部活動指導員、外部指導者、退職教員、兼職兼業許可を得た教員 等※上記は全てクラブ指導者として指導
活動日	部活動方針に則った活動日	休日 ※平日も可であるが、県又は市町村の部活動方針に則った活動日数となるようにする
活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
活動時間	平日2h程度、休日3h程度	左記に同じ
運営費	部活動費、保護者会費等	受益者負担、行政の補助等
保険	日本スポーツ振興センター	地域クラブでスポーツ安全保険等に加入
責任	学校(校長)	地域クラブ(開設者代表)
参加可能な大会	中体連主催大会 その他大会(学校対抗を含む)	その他大会(学校対抗を含む) 中体連主催大会(条件あり) その他の大会(参加フリー)
指導者の報酬等	顧問:特殊業務手当 部活動指導員:設置者が定めた報酬 外部指導者:学校が定めた報酬	地域クラブが報酬額を決定
指導者の資格	顧問:教員 部活動指導員:設置者が雇用 外部指導者:学校規定による	地域クラブが決定 ※日本スポーツ協会等の公認指導者資格等を所持していることが望ましい

III 東根市教育委員会が後援する地域クラブの条件

部活動改革のねらいを達成するために具現化した「I スポーツ・文化活動開設団体の種類」
「II 各開設団体の特性」と、山形県中学校体育連盟作成「地域クラブ活動に関する参加資格
及び地域クラブ活動に関する参加資格細則に定める基準」に則り、東根市教育委員会が要件
を満たしていると総合的に判断した地域クラブ



東根市HP「東根市部活動改革について」に掲載する地域クラブが、後援団体となります。

後援クラブについては、スポーツ庁・文化庁の示す方針のもと、クラブ開設者と市教委が連携・
支援・管理をします。(会場・道具提供・指導者研修・コンプライアンス等)

【注】東根市教育委員会が後援しなければ、クラブチームを開設してはならないということは
ありません。

«まとめ»

- 東根市教育委員会は、国・県ガイドラインに示す多種多様な経営方針を明確に示す団体
「地域クラブ(1)」の新設・既存クラブを後援することで、学習指導要領総則に示す意義を
超えるものを求める生徒の学びの場を提供するとともに、東根市HP等で広くその団体
を周知する。
- 地域クラブ(1)のコンセプトに到達しない種目について、生徒の学びを保障するため、
「地域クラブ(2)」「地域クラブ(3)」を、段階的措置として講ずる。

V 学校部活動の在り方について

地域クラブの立ち上げと並行し、今後の学校部活動の在り方について、東根市では、神町中学校
を「部活動改革推進モデル校」に指定し、その実践を市内外に発信し、実践していく。

東根市教育委員会指定「部活動改革推進モデル校」について

東根市立神町中学校

校長 長岡 篤志

1 はじめに

「中学校現場における時間外超過勤務」の大きな要因となっているのはまぎれもなく「学
校部活動」である。その負担は著しく、「超勤4項目」に該当していないにもかかわらず、
「勤務を割り振った時間」を大幅に超過し勤務に従事することを強いている。

一方、生徒の障がい特性や生育歴・家庭環境等に起因する虐待や不登校、生徒間トラブル
や保護者対応は後を絶たず、その結果、不登校生徒の対応、保護者への対応等に多くの時間
を費やす結果となっている。教員が本来専念すべき「授業の準備」や「授業改善に向けた研
修」等に充てる時間は、優先順位の下位にならざるを得ず、「時間外の超過勤務」を助長す
る結果となっているばかりでなく、生徒の学力の向上を阻害している。

この状況は、常態化しており、教員志望者の減少や若手教員の早期退職の要因にもなっている。

中学校教員を志望する若者のみならず、現役の教員が疲弊することなく、夢や希望をもって勤務に精励できる環境を整備することは、設置者と現場が連携・協力して解決すべき喫緊の課題であり、急務であると考える。

2 目的

- (1) 「児童生徒数の減少」及び「活動ニーズの多様化」に伴う学校部活動の今後のあり方について、研究と試行を重ね、その成果を市内外に発信する。
- (2) 学校部活動から「地域クラブ活動」への段階的な移行のあり方について、研究と試行を重ね、その成果を市内外に発信する。
- (3) 中学校の時間外超過勤務の大きな要因となっている学校部活動の効果的な改善策について、研究と試行を重ね、その成果を市内外に発信する。

3 取り組みの内容

- (1) 「学校部活動の任意加入制（2年目）」及び「課外活動」の普及等により、「地域における活動ニーズの多様化」に柔軟かつ寛容に対応する。
- (2) 令和5年度から令和8年度へ向けて、「地域移行推進日」を導入・実施し、「週休日（土日）の学校部活動」の地域移行を段階的に推進する。
- (3) 令和5年度から令和8年度へ向けて、日課・週課を段階的に工夫改善し、平日の学校部活動を「勤務を割り振った時間内」に実施・終了する。

※勤務を割り振った時間 8時00分～16時30分

4 年次計画

◇令和4年度（1年次：改革推進の準備期）

- (1) 学校部活動の任意加入制の導入と「課外活動」の普及（1年目）
 - ①多様化する活動ニーズ（加入・外部・非加入）の保障
 - ②生徒・保護者・指導者の意識改革
 - ③「PTA生徒会部活動費」の割り振り廃止 ※校外活動との平準化

◇令和5年度（2年次：改革推進期間の元年・始発期）

- (1) 学校部活動の任意加入制と「課外活動」の普及（2年目）
 - ①多様化する活動ニーズ（加入・外部・非加入）の保障
 - ②生徒・保護者・指導者の意識改革 ※研修会・講演会による啓発
 - ③「PTA生徒会部活動費」の廃止 ※校外活動との平準化

(2) 「地域移行推進日」(土日の地域移行) の導入

①毎月 1 回、活動計画に設定

(3) 日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校 17 時 00 分

①学校部活動は、15 時 20 分から 16 時 50 分 (1 時間 30 分)

◇令和 6 年度 (3 年次 : 改革推進期間の 2 年目)

(1) 学校部活動の任意加入制 (3 年目)

①、②、③は、継続実施

(2) 「地域移行推進日」(土日の地域移行) の導入

①毎月 2 回、活動計画に設定

(3) 日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校 16 時 50 分

①学校部活動は、15 時 20 分から 16 時 40 分 (1 時間 20 分)

◇令和 7 年度 (4 年次 : 改革推進期間の 3 年目)

(1) 学校部活動の任意加入制 (4 年目)

①、②、③は、継続実施

(2) 「地域移行推進日」(土日の地域移行) の導入

①毎月 3 回、活動計画に設定

(3) 日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校 16 時 40 分

①学校部活動は、15 時 20 分から 16 時 30 分 (1 時間 10 分)

◇令和 8 年度 (5 年次 : 改革推進の完成期)

(1) 学校部活動の任意加入制 (5 年目)

①、②、③は、継続実施

(2) 「地域移行推進日」(土日の地域移行) の導入

①土日は、完全に「地域のクラブ」における活動に移行

(3) 日課・週課を段階的に工夫改善し、生徒下校 16 時 30 分

①学校部活動は、15 時 20 分から 16 時 20 分 (1 時間 00 分)

«まとめ»

□ 学校は、学習指導要領総則に示す意義を達成する団体「部活動」を設置する

V 東根市立小・中学校に勤務する教職員の、地域クラブに従事する場合の兼業

下記「東根市教職員等の地域クラブ活動の兼業に関する事務取扱規程」より、教育長が許可した場合、兼業が可能となります。週休日や平日の勤務時間外に、指導者として自らの選択で地域に貢献したい教員がいる場合は、兼業制度を活用し、地域クラブの指導者として活躍します。また、兼業を希望しない教員への依頼の禁止についても、制度化していきます。

東根市教職員の地域クラブ活動の兼業に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東根市教育委員会の所管する市立学校校長、教員及び事務職員のうち市町村立学校職員給与負担法第1条（昭和23年法律第135号）に規定する職員（以下「教職員」という。）が、地域クラブの活動に従事する場合の兼業に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 地域の運営団体及び実施主体による地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ
- (2) 兼業 次に掲げる場合をいう。
 - ア 教職員が、労務に対する対価を得て、地域クラブの活動に従事する場合
 - イ 教職員が、収益を得て、自ら地域クラブの事業を営む場合
 - ウ 教職員が、地域クラブの役員等に就任する場合

(申請)

第3条 兼業を行おうとする教職員（以下「申請者」という。）は、あらかじめ地域クラブへの従事許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を、年度ごとに所属長を通じて教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地域クラブ活動への従事依頼書（様式第2号）
- (2) 地域クラブ活動の兼業に関する所属長意見書（様式第3号）
- (3) 前号に掲げる書類のほか教育長が必要と認める書類
(許可又は不許可の決定)

第4条 教育長は、前条第1項の許可申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、兼業の許可又は不許可を決定し、許可申請書にその旨を記載して申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により兼業の許可を受けた者は、年度途中に異動があった場合には、異動先の所属長に当該許可について申し出なければならない。

(変更届)

第5条 前条第1項の規定による決定事項に関し変更が生じたときは、地域クラブへの従事許可変更届（様式第4号）を、所属長を通じて教育長に届け出なければならない。

(兼業を許可しない場合)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、兼業を許可しないものとする。

- (1) 申請者が、兼業のため時間を割くことにより、校務の遂行に支障をきたすと認めるとき。
- (2) 申請者が、兼業による心身の疲労のため、校務の遂行上、その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- (3) 申請者が、兼業しようとする地域クラブの活動に従事することで、公務員としてその信用を傷つけ、又は、教職員の職全体の不名誉になると認めるとき。
- (4) 兼業しようとする地域クラブが、別紙に示す要件を満たしていないと判断したとき。

(許可の取消)

第7条 教職員が、第4条の規定により兼業の許可を受けた後、前条の規定に該当するに至ったときは、教育長は、許可を取り消すものとする。

(実績報告)

第8条 第4条の規定による許可を受けて兼業を行う教職員は、当該兼業に関する実績について、毎月、地域クラブ活動における従事時間報告書（様式第5号）を、所属長を通じて教育長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

【別紙】

教職員の兼業を許可する地域クラブは、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 地域クラブの基準

ア 山形県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）が示す地域クラブ活動に関する参加資格及び地域クラブ活動に関する参加資格細則に定める基準を満たし、県中体連の審査を経て登録された地域クラブ

イ 上記のほか、東根市教育委員会が、要件を満たしていると判断した地域クラブ

(2) 教職員の労務に対し、以下に示すいずれかの対価がある地域クラブ

対価の種類	対価の性質
給与	<ul style="list-style-type: none">・地域クラブと雇用契約を結ぶ際の対価であるもの。・指揮命令者は地域クラブで、雇用者がその対価を決めるもの。・労働基準法が適用され、雇用契約をした地域クラブは、割増賃金（学校業務との合算における時間外労働において、地域クラブに従事した時間の賃金）を支払うこととする。
報酬	<ul style="list-style-type: none">・雇用契約を結ばない「業務委託・請負」の際の対価であるもの。・指揮命令者は教職員本人であるもの。・教職員本人の基本姿勢が「有償」で、地域クラブと教職員本人の契約でその対価が決まるもの。・労働基準法は適用されず、割増賃金は発生しないもの。
謝礼	<ul style="list-style-type: none">・有償ボランティア（労務の対価として、少額の金銭が発生するもの）の際の対価であるもの。・指揮命令者は教職員本人であるもの。・教職員本人の基本姿勢が「無償」であるが、地域クラブがその対価を決め、支払うもの。

(3) 地域クラブは、次の事項を遵守しなければならない。

ア 時間外在校等時間と地域クラブにおける労働時間の通算が、月45時間以内、年間360時間を超えないように、依頼する教職員に対し配慮する地域クラブ

※上記を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、年間720時間を超えないようにすること。この場合において、45時間を超える月は年間6月までとすること。また、月100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、月平均80時間を超えないようにすることに配慮する地域クラブ。

イ 周囲からの要望や同調圧力等に乗じた依頼を行わない地域クラブ

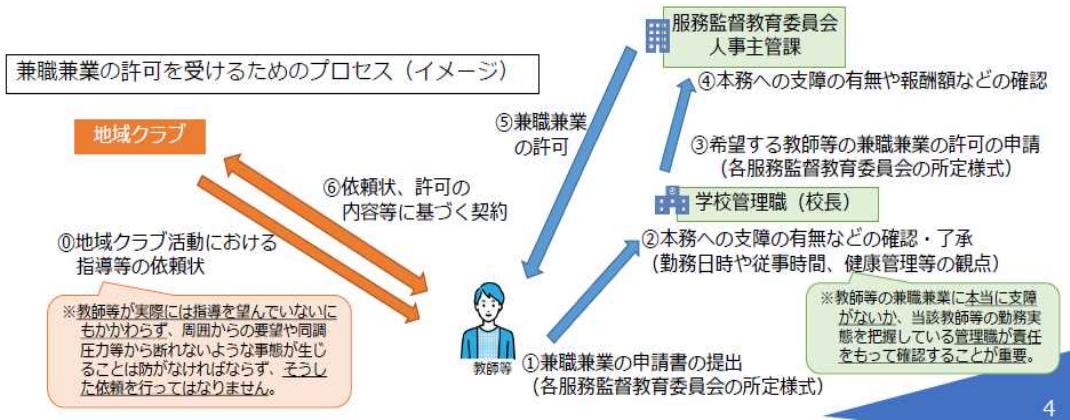
ウ 地域クラブの活動に従事する予定であった時間に、教職員としての勤務が急遽必要となつた場合には、校務に遂行させることができる地域クラブ

エ 必要に応じた保険の案内や加入の検討、管理業務を行うなど適切に対応し、教職員の事故等が発生した場合、その責任を負うことができる地域クラブ

<参考>関連法案等

3年2月17日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取り扱い等について」

（以下：文科省兼職兼業通知）と「東根市立小中学校処務規程」に基づいて作成した、別紙「地域スポーツクラブ・団体等への従事について（依頼）」と「地域スポーツクラブ・団体等への従事許可申請書」提出により、最終的に、教育長の承認により勤務（指導）可能となる。なお、教育長が承認するクラブ・団体は、別に要綱に定める。



「文科省兼職兼業通知」に示された主な内容については、以下の通り。

※文部科学省出典「公立学校の教師等が、地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」参照。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（営利企業への従事等の制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

（職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

3 東根市立小中学校処務規程 昭和32年8月13日教育委員会規程第1号
改正 平成27年2月19日教委訓令第4号

(兼職及びその他の事業等の従事)

第14条 校長又は職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は法第21条の規定により、兼職又はその他の事業等に従事することの許可又は承認を得ようとするときは、委員会に次の事項を記載した願書を提出しなければならない。ただし、職員にあっては校長の意見書を添えなければならない。

- (1) 職氏名 (2) 兼職（事業名等）名 (3) 職務の内容 (4) 期間
- (5) 兼務遂行の具体的方法 (6) 給与又は報酬

VI 中体連主催大会参加に係る要点（スポーツ分野のみ）

スポーツにおける地域クラブ（団体・個人）が、中体連主催大会に出場ために必要・正確な要点について、山形県中学校体育連盟HPに記載しています。中体連主催大会は、生徒の学びを発揮・発表する場の一つであることを踏まえるとともに、山形県中学校体育連盟の示す方針・ルールを受け、地域クラブを後援していきます。

«山形県中学校体育連盟HP URL»

<https://www.cyutairen.jp/index.php?syori=chiikiclub&pg=1>

